

## 固定資産税

省エネ改修促進税制

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図る為、既存住宅において省エネ改修工事を行った場合に固定資産税額が減額されます。

### 内容

改修工事の時期	平成20年4月1日～平成25年3月31日
期間	1年間
減額の概要	省エネ改修工事を行った場合に、当該家屋に係る翌年部分の固定資産税額（120㎡相当分まで）の1/3を減額する。

### 主な要件

- ①対象となる家屋の要件
  - ・平成20年1月1日以前から所属している家屋（賃貸住宅を除く）
- ②対象となる省エネ改修工事の要件
  - 次のA・Bの要件をすべて満たすこと。
  - A、(1)窓の改修工事  
または(1)と併せて行う(2)床の断熱改修工事(3)天井の断熱改修工事(4)壁の断熱改修工事
  - B、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること。
- ③費用の要件
  - 省エネ改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること。

### 手続き

省エネ改修工事完了後、3ヶ月以内に下記の書類を添付して市町村に申告してください。

#### 添付書類

- ①固定資産税減額申告書（申告する市町村で取得）
- ②熱損失防止改修工事証明書
- ③納税義務者の住民票の写し

その他、改修工事後の平面図及び改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容を確認することができるもの）など、各市町村によっては必要なものもありますので、各市町村の地方税担当課等にお問い合わせ下さい。